

ファクトシート  
不在者投票用紙申請書の複製

郵送による不在者投票

- ハワイ州改正法第15-2条により、ハワイ州の登録有権者は郵送または直接による不在者投票を行うことができる。
- 郵送で不在者投票用紙を受け取るには、有権者は「不在者投票用紙申請書」を提出しなければならない。ハワイ州改正法第15-4条により、この申請書は有権者によって市／郡の事務官に直接郵送されなければならない。

注：これは単に不在者投票用紙の申請書である。実際の投票用紙は申請が受理された後に市／郡の事務官から郵送されなければならない。

複製と印刷の仕様

- 「不在者投票用紙申請書」はハワイ運営規則第2-53-4条にもとづき選挙管理局長および事務官に承認された規定の書式である。
- 印刷と複製の目的においては、ハワイ運営規則第2-53-4.1項のガイドラインに従う。
  1. 1面（パネル）の大きさは 8.5 インチ x 11 インチ
  2. 20 ウェイトかそれより重い白のボンドペーパーに印刷されなければならない。  
(70 パウンド・テキスト・ホワイト・ウォブ・オフセットが望ましい)
  3. グロスフィニッシュではない
  4. ニュースプリント紙に印刷してはならない
  5. 現本の各ページに対してファクシミリが1枚ずつなければならない。
  6. 有権者登録に関係のない選挙運動その他の書類に含まれたり、添付されたりしてはならない。
  7. 指示や説明を含めた全体が複製されていないなければならない。

## コピー（写真複写）

不在者投票用紙申請書、さらにその指示や説明はコピーすることができる。その場合、ウィキウィキ有権者登録書式および不在者投票用紙申請書は全体がコピーされていなければならない。ファックスによる書式の提出は、申請者の提供する情報と申請者の署名が原本である場合にできる。

不在者投票用紙申請書の複製に関心のある組織は、それらを配付するにあたって選挙管理局または郡の事務官の事前承認を得なければならない。

本ファクトシートは情報提供のみを意図したものであり、ハワイ州選挙法や立候補締切に関する権威として使用されるものではありません。要件や締切は立法議会によって変更される場合があります。要件の詳細や正確な情報は、州改正法その他を参照願います。

選挙管理局  
802 Lehua Avenue  
Pearl City, Hawaii 96782  
Phone: 808-453-VOTE(8683)  
他島トールフリー: 1-800-442-VOTE(8683)

Office of Elections - FSVS503D  
01/02